

総社市内の事業者の皆様へ



事業ごみの出し方

～事業ごみの出し方から減量とリサイクルまで～

事業ごみとは？

営利、非営利を問わず、「すべての事業活動で発生するごみ」のことです。

「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

- ・家庭から排出されるごみは、市で収集し、市の施設で処理します。
- ・事業所から排出されるごみは、市では収集しません。また、事業ごみのうち産業廃棄物は市の施設では処理できません。

産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じたごみで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた21種類の廃棄物をいいます。

一般廃棄物とは？

産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

- 事業者の責務 P2
- 事業ごみの処理 P3
- ごみの減量とリサイクル P6
- 事業ごみの処理先 P7

総社市

事業者の責務

事業所は、廃棄物処理法に基づき、以下のことを守らなければなりません。

自己処理責任

事業活動に伴って生じたごみは、自ら処理するか、許可を受けた業者に委託して処理しなければなりません。

ごみの減量

ごみの発生抑制、再利用、再生利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めなければなりません。

市施策への協力

ごみの減量、適正処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)※一部抜粋

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量その他の適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業ごみとは？

営利、非営利を問わず、「すべての事業活動で発生するごみ」のことです。



種類や量に関わらず事業所から出たごみは、すべて「事業ごみ」です。

事務所、飲食店のほか、病院、福祉施設、個人商店、理容室、美容室、不動産賃貸業などから発生するごみも「事業ごみ」となります。

- 従業員が飲食した弁当容器やペットボトル
- 事務所から出たメモ用紙、紙くず
- 理容室、美容室から出る毛髪、シャンプー等の空き容器 など

少量であっても、家庭ごみのごみステーションには出せません。

廃棄物処理法による罰則

事業ごみを家庭ごみの集積所に出すことは、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金が科せられる場合があります。

住居と店舗・事務所が同じ建物の場合

住居から出るごみは家庭ごみ、店舗・事業所から出るごみは事業ごみとなります。



事業ごみの処理

事業所から排出されるごみは、廃棄物処理法で産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、それぞれ取扱いが異なります。

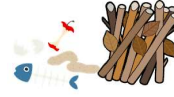
事業ごみは発生した時点で、次の3種類に分別して、さらに処分先や処分方法ごとに分別してください。



産業廃棄物



資源物



事業系一般廃棄物

廃棄物処理法で定める
20種類の廃棄物

分別することにより
資源となるもの

産業廃棄物
以外の廃棄物

廃プラスチック類
金属くず
ガラス
陶磁器くずなど



紙類
新聞紙、ダンボール、チラシ、
雑誌、文書、雑がみ、シュレッ
ダーごみ等



飲料容器など
飲料用缶、ビン、ペットボトル




生ごみ
食べ残し、茶殻等



木くず
剪定枝、木製机等

草、落ち葉
リサイクルできない紙
布類(天然繊維)など

産業廃棄物処理業者
(収集運搬業者、処分業者)
へ処理を委託
又は
産業廃棄物処理基準等に
従い、自ら処理

 市のごみ処理施設へは
搬入できません

廃棄物再生事業者等
へ売却

吉備路クリーンセンター
へ搬入
又は
一般廃棄物収集運搬業
許可業者へ収集運搬を
委託

産業廃棄物の種類

同じ種類の廃棄物でも、特定の業種から排出された場合に産業廃棄物になるものと、すべての業種で産業廃棄物となるものがあります。

すべての業種において産業廃棄物となるもの

種類	ごみの種類又は内容例
燃えがら	浴場、焼肉店など燃焼を伴う事業活動によって出た焼却灰など
汚泥	工場廃水処理、建設系汚泥、生コン残さ、製造工程で生ずる泥状物など
廃油	エンジンオイルなどの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤など
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液など
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液など
ゴムくず	天然ゴムくず、天然ゴム製手袋、天然ゴム製品など
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、番線、ボルト、金属缶、銅線、サッシ、金属製家具など
ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、空きびん、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボードなど
鉱さい	高炉等の残さい
廃プラスチック類	タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、化学繊維製衣服、合成ゴム製品、発泡包装材、発泡トレー、プラ容器、プラ製家具、電気製品、塩ビ管、壁紙
がれき類	工作物の除去に伴い生じるコンクリートの破片、れんがの破片等
ばいじん	大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法で規定するばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設などの集じん施設で集められたもの
処理物	廃棄物を処分するために処理したもの

特定の業種において産業廃棄物となるもの

種類	指定業種
紙くず	建設業(工作物の新築・除去等)、バルブ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業など
木くず	建設業(工作物の新築・除去等)、木材又は木製品の製造業、バルブ製造業及び輸入木材の卸売業等
繊維くず	建設業(工作物の新築・除去等)、繊維工業(衣類その他繊維製品製造業を除く)
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物性残さ
動物のふん尿	畜産農業
動物の死体	畜産農業
動物系固形不要物	と畜場等

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などを有するものは、より厳しい基準に従って処理しないとイケない特別管理の廃棄物となります。

ごみは複数素材の混合物であることがほとんどです。
たとえば、事務所から排出された窓あき封筒はセロハン(廃プラスチック類＝産業廃棄物)と封筒(紙＝一般廃棄物)の混合物ですが、大部分が紙なので「総体として紙」＝一般廃棄物として扱います。



リサイクル法に基づく廃棄物

種類としては産業廃棄物に該当するものでも、リサイクル法に基づいた処理をしないとイケないものがあります。

品目	処理方法
テレビ・エアコン・冷蔵庫 及び冷凍庫・洗濯機及び 衣類乾燥機	家電リサイクル法に基づきメーカーがリサイクルをしますので、家電リサイクル券を購入して指定引取場所へ搬入します。 対象製品のリサイクル料金や指定引取場所の検索など詳しくは、 一般財団法人 家電製品協会のホームページ https://www.rkc.aeha.or.jp/ をご参照ください。 家電リサイクル法対象外の機器(業務用など)は産業廃棄物として処理します。
消火器	廃棄物処理法の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルをします。 リサイクル窓口など詳しくは、 消火器リサイクル推進センターのホームページ https://www.ferpc.jp/ をご参照ください。

事業所から出る場合でも、家電リサイクル法の対象機器は指定引取場所に搬入できます。



ごみの減量とリサイクル

事業ごみを減量するメリット

処理コストの削減

ごみを減量化・資源化することで、ごみの量が減り、ごみ処理にかかるコストを削減できます。

企業のイメージアップ

SDGsなど環境問題への関心が高まっており、ごみ減量やリサイクルに取り組む企業姿勢は企業のイメージアップにつながります。

地球環境の保全

事業者によるごみ減量への取り組みは、資源保全、省エネルギーなど地球環境の保全につながります。

事業ごみの減量・資源化方法

生ごみの減量化

厨芥類(生ごみ)の80%は水分です。水切り減量効果は約10%と言われています。水切りをしっかりとって減量化をしましょう。



紙類の減量化

燃やせるごみの中には、リサイクルできる紙が多く含まれています。分別できる環境づくりをすることで紙ごみの減量をしましょう。

資源化分別のための工夫

ステップ① 発生するごみの種類・量を把握しましょう。

ステップ② ごみの種類ごとに分別箱を設置して表示しましょう。

Point!

みんなが入れやすい場所に分別箱の設置をすることで、つついごみとして捨ててしまいがちな資源ごみを分別しやすくなります。



事業ごみの処理先

事業所から排出されるごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物、資源物で処理先が異なります。

事業系一般廃棄物

吉備路クリーンセンターへ直接搬入

所在地	倉敷市真備町箭田481番地
電話番号	086-698-3774
受入時間	月～金曜日(祝日も搬入可) 9:00～16:00 土曜日(第1、第3、第5のみ) 9:00～11:00 ※年末年始は12月31日～1月3日まで休み
処理手数料	事業系 10kgあたり 120円(R6. 4月～ 140円)



搬入の際は、ごみの形が分かるようにしてください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者 (事業所から排出されるもの)	電話番号
有限会社 総社清掃	0866-92-2127
総美総業 有限会社	0866-93-0538
有限会社 総社南部清掃	0866-94-0806
有限会社 ワールド吉備路	0866-92-6188
有限会社 渡辺清掃	0866-94-2913
有限会社 コンチェル	0866-94-2518
有限会社 クリーンエステート	0866-92-0522
(公社) 総社市シルバー人材センター	0866-93-9110
有限会社 中央クリーン	070-2363-2170
株式会社 三美産業	0866-99-1420
有限会社 フレヴァン	0866-92-3931
山陽環境開発株式会社	080-8981-5950
有限会社カナミツ商店	0866-99-8577



一般廃棄物収集運搬業許可業者
(総社市ウェブサイト)

45リットル以下の透明又は半透明のごみ袋に入れて出してください。色付きの半透明は使用できません。



注意

- ◆ 収集運搬は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、不用品回収業者などは利用しないようにしてください。許可業者以外に委託すると違法になります。また、不法投棄につながるおそれがあります。
- ◆ 産業廃棄物を一般廃棄物処理施設へ搬入すると違法になります。



一般廃棄物の処理を他人に委託する際の注意事項

責任

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ直接委託する。
2. 処理業者の選定は、排出事業者自らが見極めて決定し、第三者の説明のみで決定せず、委託する廃棄物の種類・数量、委託先に支払う料金、委託期間は排出事業者と処理業者で決定する。
3. 適正な対価を負担していない場合には、処理業者が適正な処理をできないため、不適正処理が行われる可能性が高くなることから、吉備路クリーンセンターの処理手数料、収集運搬する廃棄物の量、頻度などを踏まえて適正な対価で委託する。
4. 廃棄物の処理を他人に委託する場合でも排出事業者として重要な責任を有することから、委託内容は明確にし、処理状況を確認すること。

資源物

廃棄物再生事業者等へ売払い



【参考】 総社市内の廃棄物再生事業者等

※掲載の業者は一例です。また、買取価格や各種条件等は、業者によって異なります。

業者名	所在地	電話番号	対象品目
脩太田商店	総社市井尻野431-11	0866-92-3483	古紙、古布、金属くず、ペットボトル
平田清一商店	総社市総社138-7	0866-93-2277	古紙、古布、金属くず
脩田中善昭商店 山手営業所	総社市宿1944-1	0866-94-3111	古紙、古布、金属くず

リサイクル法に基づく廃棄物

指定引取場所等へ搬入

【参考】 総社市内の指定引取場所等

	家電リサイクル	消火器リサイクル
事業者名	岡山県貨物運送株式会社 総社主管支店(オカケン)	有限会社 松栄ビル管理
所在地	総社市井尻野700番地10	総社市駅前一丁目11番3号
電話番号	0866-92-0481	0866-94-4264
受入時間	月～金曜日(土曜日は不定休) 9:00～12:00、13:00～16:30 ※詳細は電話でご確認ください。	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※詳細は電話でご確認ください。

産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可業者(収集運搬業者、処分業者)へ処理を委託
又は 産業廃棄物処理基準等に従い、自ら処理



産業廃棄物に関することは県の所管になります。
産業廃棄物についての相談は、岡山県備中県民局環境課
(086-434-7007) へお問い合わせください。
産業廃棄物処理業の許可業者を探したい場合は、
「おかやま廃棄物ナビ」から検索できます。



おかやま廃棄物ナビ

産業廃棄物処理を委託する際には・・・

産業廃棄物収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面により委託契約を締結しなければなりません。また、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を処理業者に交付し、適正処理ができていないか排出事業者として管理しなければなりません。処理業者に違反があると、排出事業者も処分を受ける場合があります。



豆 知 識

リサイクルなど廃棄物処理に関する用語について紹介します。

リサイクル・・・廃棄物から有価物に変える行為を言います。廃棄物処理法上は、廃棄物の処分当たるので、他人の廃棄物を扱う場合には、廃棄物処分業の許可が必要となります。

有価物・・・一般的には「他人に有償で譲渡することができる物」を言いますが、廃棄物処理法上は、占有者の意思だけでなく、物の性状や排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無を総合的に判断します。

もっぱら

専ら物・・・廃棄物の中で専ら再生利用を目的とする古紙、金属くず、空きびん、古繊維のことを言います。専ら物のみの収集運搬、処分を業で行う者は処理業の許可は不要ですが、再生利用を目的としない場合は許可が必要となります。また、あくまでも廃棄物ですので適正に管理する必要があります。

発行 総社市 環境水道部 環境課

〒719-1172 総社市清音軽部1135番地

TEL(0866)92-8338 FAX(0866)93-8427